



— 内 容 —

敬老の日	2～3
医療費制度が変わります！	4～5
住民基本台帳ネットワークがはじまりました	6
みんなで考えよう市町村合併④	7
保健センターだより	8
生涯学習課からのお知らせ	9
町のできごと	10～11
みんなの窓（お知らせ）	12～13
ぼくのわたしの夢、俳句、短歌	14
町の歴史あれこれ	15
町民俗資料館見学、戸籍の窓	16

夏休みのおもいで！

8月16日（金）～17日（土）の2日間にわたり、町内の小学5年生を対象に「河内ふるさとふれあいスクール」が開催されました。

町内小学校の相互交流・共同学習は、子ども達にとって『夏休みのおもいで！』になりました。

（関連記事を10ページに掲載）

「敬老の日」

多年にわたり社会に尽くしてきた
お年寄りを敬愛し、長寿を祝う。

河内町の最高齢者は、100歳を迎えました。



植武たけさん (庄布川)
7月28日で100歳を迎えま
した。



長竿竹子さん (下組)
9月22日に100歳を迎えら
れます。



町一番の長寿カップル
宮本 虎雄さん (97歳) (羽子騎)
宮本 ゆきさん (94歳)

おめでとうございます！
河内町の最高齢者は、
100歳を迎えた
植武たけさん

9月15日は「敬老の日」。
今年、町内の70歳以上のお年
寄りには、1,935人（男72
4人、女1,211人）となっ
ています。（9月1日現在）こ
れは町人口の約16・5パーセン
トにあたる数字で、このうち、
95歳以上の方は17人です。最高
齢者は、今年も庄布川の植武た
けさんで、7月28日をもって1
00歳を迎えました。なお、下
組の長竿竹子さんにおかれまし
ても9月22日に100歳を迎え
ることになります。
おめでとうございます。
また、町一番の長寿カップル
は、羽子騎の宮本虎雄さん（97
歳）・ゆきさん（94歳）ご夫妻
です。

河内町長寿者表

95歳以上の方を掲載

（敬称略：平成14年9月1日現在）

年齢	氏 名	生年月日	性別	地区名	年齢	氏 名	生年月日	性別	地区名
100	植武 たけ	M35. 7. 28	女	庄布川	96	石橋 四郎	M38. 12. 27	男	平 川
99	長竿 竹子	M35. 9. 22	女	下 組	96	川村はつ江	M39. 6. 11	女	竜ヶ崎町歩
98	山本 一	M37. 1. 12	男	手 栗	96	小川よしを	M39. 7. 16	女	宮 沢
97	沢田 けん	M37. 10. 14	女	中金江津	96	鈴木 三郎	M39. 9. 3	男	中金江津
97	宮本 虎雄	M38. 2. 20	男	羽子騎	95	林田 清一	M39. 9. 25	男	北九田
97	青野 ヨシ	M38. 3. 23	女	中金江津	95	藤崎 つる	M40. 1. 1	女	下 組
96	小更 くら	M38. 10. 28	女	愛宕町	95	佐野 正	M40. 2. 4	男	幸 谷
96	松田 重雄	M38. 12. 11	男	愛宕町	95	大野 きぬ	M40. 3. 30	女	平 川
96	酒井 丈夫	M38. 12. 15	男	上金江津					

氏名で変体がなは書き改めました。

敬老福祉大会開催のお知らせ

- 期 日 10月20日(日)
- 時 間 午前10時～
- 会 場 河内中学校体育館
- 招 待 者 70歳以上
(昭和8年3月31日以前生まれの方)



医療制度が変わります！

国民健康保険はここが変わります

75歳になるまで、国保で医療を受けます。 自己負担は1割(一定以上所得者は2割)に

国保に加入している方で、昭和7年10月1日以降に生まれた方は、75歳になるまでは国保で医療を受けることになります。ただし、70歳以上になると、自己負担は1割(一定以上所得者は2割)になります。70歳になった方には、町から「国民健康保険高齢受給者証」が交付されますので、保険証と一緒に医療機関の窓口に表示して下さい。

3歳未満の乳幼児の自己負担は2割になります

これまで、70歳未満の方がお医者さんにかかった場合の自己負担は3割でしたが、少子化対策の観点から、3歳未満の乳幼児の自己負担は2割になります。なお、乳幼児に対する医療福祉費支給制度(マル福)は引き続き適用されます。

退職者医療制度の対象年齢が70歳未満から75歳未満に引き上げられます

老人保健で医療を受ける方の対象年齢の引き上げにあわせて、退職者医療制度の対象年齢も70歳未満から75歳未満になります。70歳以上の退職者医療制度対象者の自己負担は1割(一定以上所得者2割)となります。

高額療養費の自己負担限度額が変わります

同じ人が同じ月内に、同一の医療機関に支払った自己負担が限度額を超えたときは、町に申請すると超えた分を高額療養費として支給します。この自己負担限度額の一部が変わります。また、70歳以上の方の負担を軽くするため、70歳以上の方に適用される自己負担限度額が新たに設定されます。高額療養費に該当する場合には、町から通知しますので、保険年金課窓口で申請して下さい。

■ 自己負担限度額(月額)

平成14年9月30日まで		
70歳未満の方	上位所得者 ^{※1}	121,800円 (70,800円) ^{※2} + 医療費が609,000円を超えた場合は、超えた分の1%を加算
	一般	63,600円 (37,200円) + 医療費が318,000円を超えた場合は、超えた分の1%を加算
	住民税非課税世帯	35,400円 (24,600円)

※1 上位所得者とは、国民健康保険税の算定の基礎となる基礎控除後の総所得金額等が670万円を超える世帯にあたります。

※2 ()内は過去12か月以内に4回以上高額療養費の支給があった場合の、4回目以降の限度額です。

平成14年10月1日から			
70歳未満の方	上位所得者	139,800円 (77,700円) + 医療費が699,000円を超えた場合は、超えた分の1%を加算	
	一般	72,300円 (40,200円) + 医療費が361,500円を超えた場合は、超えた分の1%を加算	
	住民税非課税世帯	35,400円 (24,600円)	
70歳以上の方			自己負担限度額 外来(個人ごと) 外来+入院(世帯ごと)
	一定以上所得者 ^{※1}	40,200円	72,300円 (40,200円) + 医療費が361,500円を超えた場合は、超えた分の1%を加算
	一般	12,000円	40,200円
	低所得者Ⅱ ^{※2}	8,000円	24,600円
	低所得者Ⅰ ^{※3}		15,000円

◆問合せ先◆ 保険年金課 国民健康保険係 ☎84-2111 (内線161・162)

老人保健はここが変わります

老人保健の対象年齢が75歳以上になります

老人保健で医療を受ける方の対象年齢が70歳以上から75歳以上（一定の障害がある方は今までと同じ65歳以上）に引き上げられます。ただし、平成14年9月30日までに70歳の誕生日を迎え、すでに老人保健で医療を受けている方（昭和7年9月30日以前に生まれた方）は、75歳未満であっても引き続き老人保健で医療を受けます。

昭和7年10月1日以降に生まれた方は、75歳になるまでは現在加入している健康保険で引き続き医療を受け、75歳から老人保健で医療を受けることになります。

老人保健の自己負担は1割（一定以上所得者は2割）外来の月額上限と定額負担選択制はなくなります

老人保健で医療を受けたときの自己負担は、外来・入院ともかかった費用の1割（一定以上所得者は2割）となります。

このため、従来の月額上限（月3,200円・大病院では5,300円）と診療所の定額負担選択制（月4回まで1回850円）は廃止になります。

なお、老人保健医療受給者証も新しくなりますので、10月1日以降の受診では、医療機関の窓口には新しい受給者証と保険証を提示して下さい。

医療費が高額になったときの自己負担限度額が変わります

同じ月内にかかった医療費の自己負担額が高額になったときの自己負担限度額が変わります。自己負担限度額を超えた分も、医療機関の窓口で支払っていただきます。高額医療費に該当する場合には、町から通知しますので、保険年金課窓口で申請して下さい。

■ 医療費が高額になったときの自己負担限度額（月額）

平成14年9月30日まで				平成14年10月1日から		
		自己負担限度額			外来(個人ごと)	自己負担限度額 外来+入院(世帯ごと)
		外 来	入 院			
一 般			37,200円	→	一定以上所得者 ^{注1}	72,300円 +医療費が361,500円を超えた場合は、 超えた分の1% [過去12か月間に4回以上高額医療費の 支給があった場合、4回目以降は40,200円]
低 所 得 者	住民税非課税世帯等	3,200円 (大病院5,300円)	24,600円			
	老齢福祉年金受給者		15,000円		一 般	40,200円
					課税 住民 税民 税世 帯非	
					低所得者Ⅱ ^{注2}	24,600円
					低所得者Ⅰ ^{注3}	15,000円
						8,000円

注1 一定以上所得者とは、同一世帯内の70歳以上被保険者のうち、課税所得金額が124万円以上の人（1人でもいる世帯に属する人。ただし、前記の基準に該当する場合であっても、当該被保険者並びに同一世帯に属する70歳以上の被保険者の収入が637万円（世帯内に他の70歳以上の被保険者がいない場合には450万円）に満たない旨を届けた場合には1割負担とする。

注2 低所得者Ⅱとは、世帯主及び世帯員全員が住民税非課税となる世帯に属する人。

注3 低所得者Ⅰとは、世帯主及び世帯員全員が住民税非課税であって、その世帯の所得が一定基準以下の人。

◆問合せ先◆ 保険年金課 年金医療福祉係 ☎84-2111（内線165）

住民基本台帳ネットワークが 8月5日からスタートしました

21世紀における行政情報化の社会的基盤の確立を目指して

8月5日からスタートしている第1次サービス

平成15年8月からスタート予定の第2次サービス

行政機関への申請・届出を行う際、住民票の写しの添付の省略が可能となります。

申請・届出を行う場合に、多くの手続きで住民票の写しなどが求められます。

住民基本台帳ネットワークシステムから行政機関へ本人確認情報を提供することにより、住民票の写しを取りに行ったり、証明を受けに行く負担が軽くなります。

また、行政側でも、常に最新で正確な居住情報、生存情報などを確認することが可能となり、年金の過払い防止など、公平で効率的な行政を行うことができます。

住民票の写しの交付が全国どこからでも受けられます。

現在、住民票の写しの交付はいま住んでいる市町村や限られた市区町村間のみで、受けることができます。

今後は、本人や世帯の住民票の写しの交付が住民基本台帳ネットワークを通じて全国どここの市区町村でも可能となります。

※この場合の住民票の写しについては、戸籍筆頭者の氏名、本籍地の記載はありません。

引越しの場合の手続きが簡素化されます。

他の市町村へ引っ越す場合には、現在、住んでいる市区

町村へ転出届を行い転出証明書の交付を受けた後、転入市区町村で転入届を行う必要があります。

住民基本台帳カードの交付を受けている場合には、転出証明書の交付を受ける必要がなく、転入市区町村で必要な住民票情報は、ネットワークを通じて転送されます。



住民基本台帳ネットワークQ&A

Q・住民基本台帳ネットワークシステムって、どんなシステムなの？

A・全国の都道府県・市町村とを専用回線で結ぶネットワークを使って、全国どこの市町村でもこれらの情報を取り出せるシステムです。

Q・住民票コードとは、どんな番号なの？

A・すべての国民に付番される無作為抽出された重複しない11桁の番号のことです。

Q・なぜ、住民票コードが付番されるの？

A・同姓同名等同じ情報が存在する氏名・住所等の情報で管理するよりも、全国に1つしかない番号で管理するほうが効率化が図れるためです。

Q・このシステムには、私たちのどんな個人情報記録されるの？

A・基本情報（氏名、住所、生年月日、性別）・住民票コード（11桁のランダムな数字）・付随情報（これらの情報の変更履歴）になります。

Q・住民票コードは変更できないの？変更するときは、どんな手続きで行うの？

A・お住まいの市区町村へ所定の申請書にて申し出ることにより、いつでも変更することが可能です。その際には、運転免許証・国民健康保険の被保険者証等の身分証明書も必要になります。

但し、変更の際、番号を指定することはできません。変更前の番号は誰にも使われることなく永久欠番となります。

Q・住民基本台帳カードとは、どんなカードなの？

A・氏名・住所・生年月日・性別・住民票コード・変更履歴がICチップに記録されているカードです。このカードは来年の8月から有料で希望者に配布される予定です。又、写真付きと写真なしの2種類が予定されているので好きな方を選んでいただくことになります。

みんなで考えよう市町村合併④

～市町村合併をめぐる最近の動向～

前回8月号では、市町村合併検討調査について紹介しました。

今回は、去る8月22日に開催された河内町市町村合併事務研究会幹事会の概況を報告します。

また、市町村合併をめぐる最近の動向として、県内の市町村合併検討組織の設置状況をお伝えします。

幹事会

河内町市町村合併事務研究会の第2回幹事会が開催され、「合併検討調査」についての協議や、県内市町村の動向の把握などが行われました。

「合併検討調査」については、調査内容を確認するとともに、シミュレーションの枠組みについて意見が出され、以下のような組み合わせで調査することになりました。

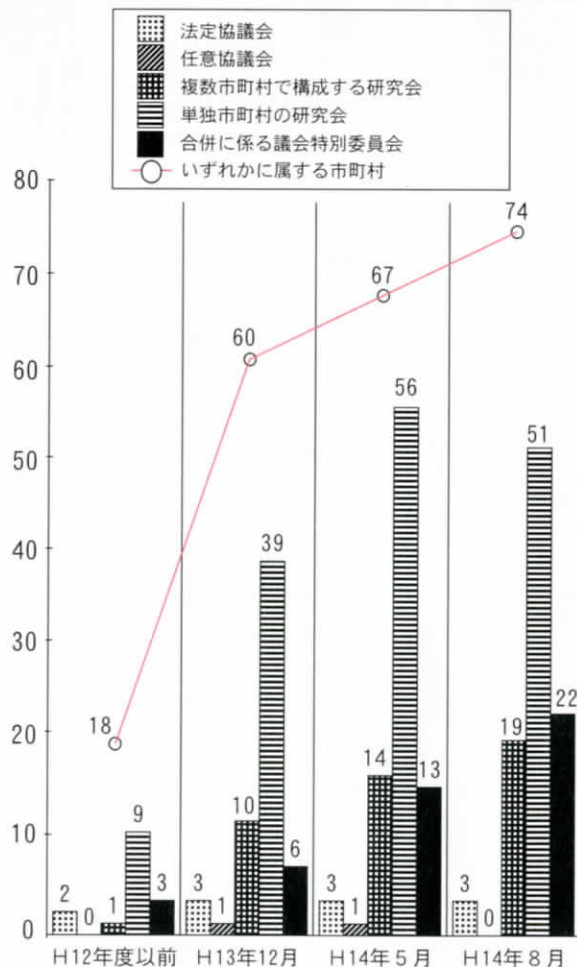
- 河内町・龍ヶ崎市・牛久市・江戸崎町・美浦村・新利根町・桜川村・東町・利根町(稲広園内)
- 河内町・江戸崎町・美浦村・新利根町・桜川村・東町
- 河内町・龍ヶ崎市・新利根町・利根町
- 河内町・新利根町・東町
- 河内町・利根町
- 河内町が合併しない場合

最近の動向

平成14年8月1日現在での県の取りまとめによると、何らかのかたちで合併を議論している県内の市町村数は74で、全体の88・1%に当たることが分かりました。

議論の方法については、法定協議会から単独市町村による研究会など様々であり、このような組織は、左記のグラフのように平成13年度から平成14年度にわたり急速に設置されてきました。

茨城県内の合併協議会・研究会設置状況



◎法定協議会と任意協議会

合併協議会とは、本来、地方自治法および合併特例法の規定に基づき設置されるものであり、これを「法定協議会」と呼ぶことがあります。

これに対し、本来の合併協議会が設置される前に、基本的な調査や話し合いを進めるため、法律に基づかない協議会が設置される場合があります、これが「任意協議会」と呼ばれるものです。

保健センターだより

いざという時、あわてないために『救急箱』の中身をチェックしてみよう！

私たちの生活の中で「救急」の事態が起こらないことが一番ですが、病气やけが、事故などは、ある日突然やってくるものです。

いざという時のために、救急用品や薬を常備しておくことは大切です。救急箱などに入れておき、ときどき残量をチェックしましょう。薬は有効期限に気をつけて、古くなったものは、取りかえましょう。保管場所は、直射日光の当たらない湿度の少ない場所です。子どもの手の届かない場所を選びましょう。いつも同じ場所に置いておき、家族全員で使えるようにしておきましょう。

また、災害などの際には、すぐに持ち出せるようにしておくことも大切です。

そろえておきたい救急品

(衛生用品)

ばんそうこう、カットバン、滅菌ガーゼ(大・中)、滅菌包帯、三角巾(1辺1m位)、脱脂綿、綿棒、体温計、はさみ、安全ピン(大・小)、ナイフ、ピンセット、毛抜き、懐中電灯、清潔なタオル、マッチ、せっけん、ティッシュペーパー



(薬品)

常備薬(鎮痛剤、解熱剤、かぜ薬など)、胃腸薬、外傷用消毒液(無色)、かゆみ止め



救急車を呼ぶ時のポイント

①「119」をダイヤルする

携帯電話は、つながらなかつたり、現場から離れた地域災害救急情報センターにつながってしまふことがあります。なるべく公衆電話を使つてください。やむをえない場合は、携帯電話からかけていることを、告げてください。

②電話がつながつたら、救急か消防か聞かれるので、「救急です」と伝える。

③住所と目標になる建物を伝える。

④状況を落着いて正確に説明する。

いつ、誰が、どこで、どういふふうに、どうなつたか

⑤複数の患者がいる場合には、その人数を伝える。

⑥大切なことを聞かれることがあるので、自分から、あわてて電話を切らない。

救急車が来るまで

救急車を呼んでから、到着するまで、4〜10分位はかかると言われています。その間に、現場にいたあわせた人が応急処置ができると、救命率は上がります。

人工呼吸や心臓マッサージなど、講習会などに出る機会があれば、学んでおくとういでしょう。

肝炎ウイルスの検査を受けましょう！

肝炎ウイルスには、幾つかの種類がありますが、B型及びC型肝炎ウイルスについては、感染していても自覚症状がないこともあるため、本人がそれに気づかない場合も多いといわれています。これらのウイルスに感染していると、将来、肝硬変や肝がんになる可能性がありまふので、一度は肝炎ウイルスの検査を受けましょう。特に40歳を過ぎると、病気の進行が早いといわれており早期の治療が必要です。このため、本年度から、市町村が行う老人保健法に基づく住民検診に肝炎ウイルスの検査が加わりましたが、対象者や対象年齢が限られておりますので、この検診を受けることのできない人は有料となりますが保健所や医療機関で検査を受けることをお勧めします。なお、保健所においては、匿名であっても検査を受けることができます。

■問合せ先

茨城県保健予防課

難病・感染グループ

TEL 029・301・3219

生涯学習課からのお知らせ

2002年 町民運動会

■日時 10月13日(日)

■※予備日 14日(月)

■開会式 8時30分

■場所 総合グラウンド



第5回

河内町ビーチボール バレー大会

■日時 10月27日(日)

■受付 8時30分

■開会式 9時

■場所 農業者トレーニングセンター

■参加資格 町内在住・在勤者で中学生以上

■競技大会 9人制

(男子がチームの半数を超えてはならない。)

＝農業委員に＝

野澤良夫さん就任

欠員であった農業委員に、野澤良夫(60)さんが就任されました。

住所 生板736

電話 84-2170

(任期 平成16年2月20日)

＝人権擁護委員は身近な相談相手＝

山下昌男さん就任

私たちの基本的人権が侵害された場合、自宅でいつでも私たちの相談に応じてくれる、人権擁護委員にこのほど、山下昌男さん(写真)



が就任されました。相談内容の秘密は守られます。お気軽にご相談ください。

山下昌男さんの連絡先

金江津4148-37

電話 86-3116

町内ではほかに、次の方々が人権擁護委員です。

大野善康さん 生板5243

電話 84-3577

宮本庄二さん 源清田5527

電話 84-2750

岡野稔之さん 長竿203-1

電話 84-2551

2002年 輝いて河内 “いきいき祭”

トレーニングセンター・改善センター・総合グラウンド

■11月1日(金)～3日(日)

・美術展・文化展・児童生徒作品展ほか

■11月3日(日)

・模擬店・芸能発表会・カラオケ大会

・ちびっ子相撲大会・消防広場・茶会

☆漫談：お笑いナンセンス

☆歌謡ショー：こまどり姉妹

★豪華商品が当たる大抽選会



こまどり姉妹

8月

町長の動き

- 1日(木) 地方課長来庁、茨城反核平和の火リレー
- 2日(金) 庁議、母子保健事業及び予防接種に関する打ち合せ
- 3日(土) 県南レディースゲートボール大会
- 4日(日) 町操法大会
- 5日(月) 竜ヶ崎支部防犯協会理事会・評議会
- 6日(火) 稲敷地域農業・農村男女共同参画フォーラム
- 7日(水) 敬老福祉大会実行委員会、新東京国際空港公団総裁来庁、4路線総会
- 8日(木) 塵芥処理組合臨時議会
- 14日(水) 納涼盆踊り大会(上・中・下金江津地区)
- 18日(日) 生板楽満寺観音縁日
- 19日(月) 市町村長自治研究会
- 20日(火) 国保連合会稲北支部会議
- 21日(水) 県南総合事務所長外2名来庁
- 23日(金) 中学生海外研修挨拶、町騒音対策協議会
- 26日(月) 消防ポンプ引渡し式、介護保険策定委員会
- 28日(水) 県戦没者追悼式
- 29日(木) 稲広管理者会議



新しい友達ができたよ！
ふるさとふれあいスクール開催！

まちのどきどき

身近な出来事や地元の話
話題をおよせください。

連絡先・秘書広聴課

☎ 84-2111 (内線103)



生涯学習課では各小学校の協賛を得て8月16日・17日の2日間にわたり、町内の5年生を対象に、集団生活や体験的活動をとおしてふれあいや思いやりの心を育て、町内小学校の相互交流により連帯意識と信頼関係を深めようと「河内ふるさとふれあいスクール」が開催されました。

当日は、町内の各小学5年生108名が参加し、宿泊地となる『茨城県立さしま少年自然の家』での共同学習をとおして、同じ河内町の子ども同士、和気あいあいのふれあい交流となりました。

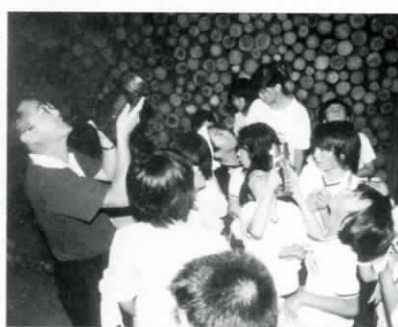
2日間の主な日程

16日(金)

9:30	中央公民館 出発
11:00	県立自然博物館 見学
14:00	県立さしま少年自然の家 到着 入所式・各係決め
15:00	オリエンテーリング
17:00	夕食
19:00	ナイトハイク・クイズ
22:00	就寝

17日(土)

6:30	起床
7:30	朝食
9:00	創作活動 キーホルダー作り
11:00	野外炊飯 カレーライス作り
14:00	退所式
14:30	県立さしま少年自然の家 出発
16:30	河内町到着・解散



【二日目・夜】
ナイトハイク・クイズに挑戦！
一日目夜に行われた『ナイトハイク・クイズ』では、各班ごとに分かれて真つ暗な夜の構内を懐中電灯一つの灯りをたよりに、チェックポイントに設置された10個のクイズに答えながら、施設内を探索しました。



【二日目・昼】
二日目午前中の創作活動『キーホルダー作り』の後、野外炊飯『カレーライス作り』が行われました。
野菜を切ったり、まきを燃やしてご飯を炊いたり、と初めて体験する生徒もいましたが、みんなの力を合わせ、無事完成！とっても美味しいカレーライスができました。

先駆者をたえ ての碑 改修終了

内野・古河林・庄布川・手栗・羽子騎の後新田5集落は、現在よりさらに純農村であった時代に一致団結して洪水に



古河林鷲宮神社内

よる痛ましい災害に懸命に耐えており、その姿を鮮明に記されている碑が、古河林鷲宮神社の境内にあり、60数年の年月を過ぎ非常に危険な状態になっておりました。

この度、この碑の改修に、後新田5集落の区長・土地改良区役員が先駆者の偉業を称え立ち上がり、5集落の方々の寄附と関係各位の大きな援助により7月20日（土）、碑の改修が終了致しました。

地域社会へ 奉仕活動



サッカースポーツ少年団

7月28日（日）、河内町サッカースポーツ少年団が、長竿地区内の道路脇や側溝などに投げ捨てられている空き缶やペットボトルなどを拾い集めました。

これは、町内をきれいにすることはもちろん、自分たちが生活している地域社会に対する奉仕活動を行うことで、スポーツマン精神を養うことを目的に行ったものです。同少年団による空き缶拾いは毎年夏休みに行っているもので、今後も、順次行っていくそうです。

★新規団員を募集しています。
連絡先 坂本雅寿 TEL 84-4190

空手道2大会で 少年少女快進撃！



豊嶋紗穂選手 仲山優圭選手

全国及び全日本少年少女

空手道選手権大会

地区予選を勝ち抜いた河内町の小・中学生が県代表として出場し、それぞれの部で快挙を成し遂げました。（敬称略）

第45回小・中学生全国空手道選手権大会結果

8月3（土）・4日（日）幕張メッセ
第3位 仲山優圭（小6女子組手）
ベスト16 豊嶋詩織（中1女子組手）
内藤五月（中3女子組手）
第2回全日本少年少女空手道選手権大会結果
8月4日（日）東京武道館
第3位 豊嶋紗穂（小4女子組手）

交通事故を 防ごう！



夏の交通事故防止対策として

8月10日（土）竜ヶ崎地区交通安全協会河内支部（近藤恒雄支部長他28名）により河内町管内に設けられたカーブミラーの清掃及び点検整備を実施しました。

交通事故防止対策の一環として行われたもので、飛び出しや交差点での交通事故を減らすことや、夏休み中の子ども達が、交通事故に遭わないようにと、猛暑の中にも関わらず町内全域に分かれて作業が行われました。

※カーブミラー設置等に関する問合せは役場総務課まで

TEL 84-2111（内線123）

町消防団 装備を新たに！

消防機械器具の引渡し式

8月26日（月）早朝から平川消防団長をはじめ、各方面隊長、機械器具の引渡しを受けることになった各分団長、副分団長、機械系の団員が参加し、野高町長より新しい機械器具（小型ポンプ）の引渡しが行われました。老朽化した町消防団の装備について、4カ年かけて更新していく計画で、今年度は3機の小型ポンプが購入され、第4分団・第9分団・第14分団へ新規に引き渡されることになりました。



ガイド

役 場 ⑧4 2 1 1 1

F A X ⑧4 4 3 5 7

水 道 課 ⑧4 2 3 6 1

つつみ会館 ⑧6 3 7 4 0

保健センター ⑧4 4 4 8 6

学校教育課 ⑧4 3 3 2 2

生涯学習課 ⑧4 2 8 4 3

(中央公民館)

給食センター ⑧4 2 8 4 5

福祉センター ⑧4 3 6 9 9

みんなの窓



お知らせ

生活

公証週間

10月1日～7日

あなたの財産（契約や遺言）を守るために「公証役場」を利用しましょう。

公証役場では、法務大臣が任命した法律の専門家である公証人が執務しており、茨城県内には、水戸・土浦・日立・取手・鹿嶋・下館に各一か所設置されています。

証書作成手続の相談は無料です。お気軽にご相談下さい。

公証役場は、会社の定款、私文書の認証、確定日付の付与、任意後見契約の公正証書作成等の事務も取り扱っています。

■問合せ先

9月の徴収

◆ 豊田新利根土地改良2期 ◆

徴収日は9月30日です。

土浦公証役場

土浦市富士崎1-7-21

和光ビル4階

TEL 0298-216754

取手公証役場

取手市取手2-14-24

竹内ビル2階

TEL 0297-742569

司法書士法律相談

茨城司法書士会では、「法の日」にちなんで全国一斉司法書士法律相談を県内各会場で行います。（相談無料）

■日時 10月5日（土）

午前10時～午後3時

■場所 中央公民館（河内町会場）

■相談内容 司法書士の業務に関する相談（登記・供託・訴訟書類の作成等）

■問合せ先

茨城県司法書士会

水戸市五軒町1-3-16

TEL 029-225-0111

※毎月第2水曜日、午後1時～5時まで県内の各司法書士事務所において、同様の相談を無料で実施しております。どうぞご利用下さい。

秋の行政相談週間

10月21日（月）～27日（日）

国の役所や特殊法人（NTT・公庫・公団など）、県や市町村が国から委託や補助金を受けて行っている仕事に関して困っていること、知りたいことはありますか？

行政相談は、登記・国税・国有地・国道・年金・労災保険など住民の皆さんの行政に関する苦情・要望等を受けて、住民と関係行政機関の間に立つて必要なあっせん等を行い、解決を促進する制度です。

この「行政相談」の制度を多くの方に知っていただき、利用していただくために、10月21日（月）から10月27日（日）までを行政相談週間として、全国各地で行政相談所が開設されます。

河内町では、行政相談委員が次のとおり行政相談所を、心配ごと相談と併せて開設します。相談は無料・秘密厳守ですので、お気軽にご利用ください。

■日時 10月15日（火）
午前10時～午後3時

■場所 第2公民館

■問合せ先 役場総務課

TEL 84-2111（内線120）

※なお、行政相談員はいつでも相談を受け付けています。

河内町担当行政相談委員

氏名 飯塚 良夫

住所 古河林84-1

TEL 84-3167

茨城行政評価事務所

〒310-0045

水戸市北見町1-11

水戸地方合同庁舎内

TEL 029-253-1100

暴力に思い悩むな、まず相談

龍ヶ崎地区暴力排除推進協議会では、暴力行為専門の弁護士を招いて相談を行います。

暴力でお悩みの皆さん、お気軽にご利用下さい。相談は無料、秘密は厳守いたします。

テーマ 『心の生涯教育』

講師 池田 修氏

■日時 10月17日（木）午後6時～7時

■場所 新利根町中山3912 （株）オクド

■問合せ先 ☎ 87-3561

鈴木まで

休 日 診 療

当 番 医

◇江戸崎地区

【10月】

6日 和田 医 院 0298-94-2412

13日 矢野整形外科医院 0298-92-2127

14日 津 村 医 院 0298-94-2719

20日 竹 尾 医 院 0297-86-2436

27日 江戸崎眼科医院 0298-92-0262

◇龍ヶ崎地区

*上段が内科、下段が外科です。

【10月】

6日 う ち だ 医 院 64-8821

飯野クリニック 60-2323

13日 鴻巣クリニック 61-0151

牛 尾 病 院 66-6111

14日 さくらクリニック 65-1211

いぬらしクリニック 62-0936

20日 山 村 医 院 66-0555

西新道外科医院 62-0855

27日 八代内科医院 64-1710

野 村 医 院 62-6561

*診療を受ける際は、必ず電話で確かめてください。

善意のご寄附

上金江津地区盆踊り大会

収益金 16,950円

中金江津子供会 10,475円

千葉県北部ヤクルト販売株式会社 車椅子1台

社会福祉協議会へ

■日時

10月15日(火)

■会場

午後2時～午後4時

河内町農村環境改善センター(農事研究室)

■主催

龍ヶ崎地区暴力排除推進協議会

■協賛

(財)茨城県暴力追放推進センター

龍ヶ崎警察署

■問合せ先

役場総務課

TEL 84-2111(内線123)

龍ヶ崎警察署刑事課

TEL 62-0110

ボウリングを通して

国際交流を!

県では、10月を『ふれあいネット2002』いばらき国際交流月間』とし、イベント等を県内各地で展開し国際交流を図っています。その一環として『ふれあいボウリング』を開催いたします。

期間

期間中毎日、先着5組まで(1組6名以内で、外国人1名以上含むこと)2ゲームを無料とします。(貸靴別途)

■期 間

10月1日～30日

催し

ボウリングを通して

国際交流を!

■申込方法

電話又は、ハガキで事前に申込

■問合せ・申込み先及び会場

【ハローズガーデン】

〒301-0044 龍ヶ崎市小柴5-1-2

2 ショッピングセンター「サブラ」2階

TEL 60-2586

陸上自衛隊武器学校では、駐屯地を一般開放して開設50周年記念行事を行います。

どなたでも入場出来ます。

■日時

10月20日(日)

午前9時～午後3時

■場所

陸上自衛隊土浦駐屯地(武器学校)

■催し物

阿見町青宿1211

式典 午前10時30分～

■公売で電話が買えます

県税事務所では、電話加入権の公売を毎月実施しています。お気軽にお問い合わせ下さい。どなたでも、簡単に参加できます。

■問合せ先

茨城県江戸崎県税事務所収税課

TEL 0298-926115

公売で電話が買えます

県税事務所では、電話加入権の公売を毎月実施しています。お気軽にお問い合わせ下さい。どなたでも、簡単に参加できます。

■問合せ先

茨城県江戸崎県税事務所収税課

TEL 0298-926115

■装備品展示

午前9時～午後2時

その他の催し物

戦車試乗、ウルトラクイズ、野外売店

■問合せ先

土浦駐屯地(武器学校)

TEL 0298-871171

(内線212)

10月のゴミ収集カレンダー														
資 源 回 収 日				燃えないごみ収集日(白色トレイ)										
A地区	1, 15, 29	C地区	8, 22	A地区	12	C地区	26							
B地区	2, 16, 30	D地区	9, 23	B地区		D地区								
燃えるごみ収集日				プラスチックごみ収集日										
全地区	毎週月曜日と金曜日			全地区	毎週木曜日									
粗大ごみの予約収集日				10月中の予約 → 11月2日										
■問合せ先 都市計画課 環境衛生係 ☎ 内線155、156														

心配ごと相談所

・10月1日(火) 午前10時～正午

・10月15日(火) 午前10時～午後3時

◆会 場

公民館第2分館

◆問合せ先

社会福祉協議会

☎ 84-2830

ごみ等の投棄禁止

ごみを投棄すると、処罰されます

『みんなの町、みんなできれいに』

講演会のお知らせ(無料)

(軽食付)

13

源清田保育所

ぼくの わたしの

夢



ぬまさき かずき
沼崎 一輝くん
しょうぼうし



やまだ かずき
山田 一樹くん
やきゅうせんしゅ



あらい れお
荒井 玲央くん
サッカーせんしゅ



よしだ たくみ
吉田 拓海くん
パイロット



まなか とおる
真仲 徹くん
かしゅ



よしの まお
吉野 茉桜ちゃん
おはなやさん



あきやま たいせい
秋山 泰世くん
せんちょうさん



あきもと けいま
秋本 啓真くん
おもちゃやさん



やなぎ ばえりな
柳 葉絵里菜ちゃん
おはなやさん



いはら るい
井原 瑠依ちゃん
ガラスやさん



短歌

かわち短歌会

どつぷりと平和に惚けし日日なれど八月は吾にも思想をもたす
冷房の敵わぬ身なれば開け放ち打ち水団扇で涼をとるなり
一休禅師の作品集を讀みて
生物として物みな旁はる心根を一休禅師は持ちて生きけり
昨年の住いを去った日と思う戻らぬはずが直ぐに戻りて
美しき茶髪ひらの女がふかぶかと頭下げいるガソリンスタンド
アプト式が新幹線に替はりたれば山も仰げず信州に入る
日の入りは安らかなりき稚苗植えられし田に夕陽映りて

(生板)

青木 保
山田 マサエ
山口 かげ郎
斧崎 キヨ子
庄司 登千子
郡 玉翠
青野 清一

真孤編む卒寿の母のほつれ髪
なつかしき友と逢ひけり盆の月
千年の釣鐘の音瓜を梳ぐ
ままごとの筵にのこる瓜の種
ぼうふらの水一尺の天地かな
迎え火や父祖の足跡しかと継ぎ
会釈の子わからぬままの墓参かな
父母の齡を越して梅を千す
衣より線香匂ふ盆の僧

津根 としお

大塚 一重

根本 たけし

橋爪 かん

田中 康夫

川口 ふく

田中 白茅

鴻野 たけ

大野 志げ子

大佛の慈顔天より万燈会
味噌添えし花付き胡瓜膳にあり
夜這星仁愛燃やすふたりかな
巢立ちゆく御礼の舞や夏つばめ
不器用は誰の遺伝子真孤墓座
京の街夜空を焦す大文字
被爆せる梧桐子孫殖しけり
生家まで泥鰌鳴く苞下げてゆく
飯塚 まさよし

杉原 利代

石塚 たかよし

中山 千代

若泉 栄治

田沼 和子

吉田 四郎

飯島 ヨシノ

飯塚 まさよし

俳句

かわち俳句会

町の歴史 あれこれ

町史編さん嘱託員 鈴木 久

(84)

新聞に瑞穂村忠霊塔

新聞「いはらき」に、昭和十七年八月一日源清田・長竿両村合併による瑞穂村成立の翌年、その新生記念に忠霊塔建設計画がもち上がり、起工式まで行ったとの記事があります。

その後どうなったか分からずにおりましたが、琴平祇園取材の際、保村下の宮本連樹さんから、貴重な話をうかがうことができました。

まず新聞記事の関連部分だけ紹介しましょう。

〔昭和一八年二月一七日付〕

瑞穂村の忠霊塔

新生記念に建設計画

新生発足を永久に記念すべく今度八千円を計上して旧長竿と源清田地境の県道側に忠霊塔を建設することになった。近く青壮年団の勤労奉仕で地均らしに着工の筈、竣工は五月末日の予定。

〔昭和一八年七月二七日付〕

瑞穂の忠霊塔愈々着工

在満州の郷土出身島田虎次郎さんの寄付金と村内有志の喜捨でいよいよ今月末着工するが、石工以外は全部労力奉仕によるもので、場所は「保村」で敷地が二反二畝歩、県道から入口まで五間幅の長さ十間両側道路には桜樹を植込み、石柱は地上三十尺というすこぶる荘厳なものである。

〔昭和一八年七月二七日付〕

瑞穂の忠霊塔起工式

村では一万五千円を計上して建設中の処五日男女勤労隊の手で盛大に起工式を行った。

完成待たず終戦で忠霊碑解体

宮本さんの父親で在郷軍人会長の宮本幹一さんが発起人となり畑地を提供し、畑の土をも運ばせて、忠霊塔の建設の指揮に当たりました。



幻となった瑞穂村忠霊塔敷地（正面）

場所は現在の新郵便局の道路向かい、宮本商店の倉庫のあるあたり、四名の地主から二反歩を越える土地の提供があり、石工以外はすべて村民の勤労奉仕で建設が進められました。

また建設に先立ち、当時長竿入口まで南側に迂回していた桜堤の県道は真っ直ぐに改修、横四〇米、奥行き四五米の敷地の周囲には土手がめぐらされ、忠霊塔の立つ所は高い山が築かれ、石材は笠間から木炭車で夜運び込まれました。提灯をもって出掛けていく父親を思い出しながら宮本さんは、完成したらどこにも見られない壮大なものになったろうと話されました。

しかし完成を見ることなく終戦となり、石材は払い下げ

られ、盛土も崩され、まさに「幻の忠霊碑」となっていました。その玉垣の一部は泉福寺の「太平洋戦争五霊之碑」（昭和二五年建立）に見ることが出来ます。



玉垣の一部が使われている泉福寺の「五霊之碑」

町内の慰霊碑と戦没者

戦前の忠魂碑には、長竿海禅寺入口の御大典記念忠魂碑（昭和三年建立、岡崎慶三郎中将書）、生板妙行寺境内の忠魂碑（昭和四年建立、元帥陸軍大將上原勇作書、昭和二八年、日中・太平洋戦没者一四柱合祀）、金江津側高神社境内の忠魂碑（昭和八年建立、荒木貞雄陸軍大臣書、昭和二年銅板に戦没者氏名を刻む）などがあります。さらに戦後泉福寺のほか、手栗の八幡香取神社境内に昭和三年、遺族の手で「戦没者慰霊



河内町慰霊碑（中央公民館入口）

之碑」が建てられています。河内村が昭和三十三年にスタート、その翌年四月河内村遺族会が発足、昭和四十一年二月本村出身の全戦没者の慰霊碑が新たに中央公民館前に建設され、農村改善センターの建設に伴ない平成二年現在の位置に移転しました。二年毎の町主催、遺族会後援の戦没者追悼式は今年も十一月十四日に予定されています。

戦没者総数は四九〇名、地区別には生板一三五名、源清田一〇九名、長竿七九名、金江津一六七名となっています。

戸籍の窓

8月届出分(敬称略)

おめでた

赤ちゃん	保護者	地区
大輝	篠本 敦	下加納
宗太	田仲 宗一	十三間戸
加安	森 昭彦	片巻
大輝	塙 一成	上金江津
翔	渡邊 謙二	中金江津
零	篠田 和良	片巻

おくやみ

氏名	年齢	地区
栗山 とり	82	万歳
田仲 とく	94	十三間戸
卯月 清	65	平川
大野 治郎	59	小詰
石田 朝義	81	下加納
川嶋 充巨	59	流作
鈴木 キク	86	宮瀬
薄井 やす	85	布鎌

*掲載を希望されない場合は、届出の際に申し出てください。

町の人口と世帯

平成14年9月1日現在
人口 11,713人(-7)
男 5,792人(-1)
女 5,921人(-6)
世帯数 3,347戸(+4)

町内の交通事故

8月発生状況 (前月比)(累計)

発生件数	19件(-13)(141)
死者数	1人(±0)(4)
負傷者数	7人(±0)(44)
竜ヶ崎警察署調べ	

広報

かわち

木挽鋸

こびきのこぎり



河内町民俗資料館見学

No. 28

【寄贈者】小松崎 隆行氏

鋸(のこぎり)の起源は古く、古墳時代の出土品の中にも石や青銅の鋸がみられています。今から500年ほど前に縦挽き製材用の大鋸(おが)が作られました。
江戸時代、木挽町という地名がありましたが、江戸城を造る木挽職人が多く住んでいたのにつけられた町名です。(現在の銀座1〜8丁目の一部)

他県ナンバー自動車の変更登録について!

あなたの自動車は、何ナンバー?

自動車税は、自動車の主な定置場所の都道府県に納税していただくことになっております。

あなたの自動車が茨城県以外のナンバーのまま本県で使用されている場合には、速やかに茨城県のナンバーに登録替えをし、本県に納税されますようお願いいたします。

なお、住所または使用の本拠地を変更したときは、道路運送車両法の定めにより、15日以内に変更登録をしなければならないことになっています。

■変更登録の問合せ先

陸運支局土浦自動車検査登録事務所 TEL 0298-42-8111

■自動車税の問合せ先

茨城県江戸崎県税事務所

TEL 0298-92-6112

■編集 河内町秘書広聴課 平成14年9月15日 発行

〒300-1392 茨城県稲敷郡河内町源清田1183

ホームページ <http://www.net-ibaraki.ne.jp/kawachi/>

Eメール kawachi@po.net-ibaraki.ne.jp